

《新婦人の会請願に賛成する大名の討論》20150925

日本共産党の大名美恵子です。請願第 27-5 号「安全保障関連 2 法案の廃案を求める意見書採択についての請願」について、会派を代表し、賛成の立場から討論を行います。

本請願を審査した総務委員会委員長の報告は、請願者から説明も聞かずに、不採択とされました。日本共産党は、新日本婦人の会東海支部が、多くの村民、とりわけ命を産み、育て、守る、日々その営みの中心となる母親や女性たちに託されて、また、「自分達の未来は憲法 9 条が息づく平和な日本のままに」と、かつてない行動が繰り広げられている青年たちから託されて、提出したという本請願に、心から賛成します。

法案は、9 月 19 日未明、参議院本会議で採決・可決という形にはなりましたが、強行採決を導いた中心の自民党は、昨年総選挙で 17%の有権者の支持で、議席の多数をしめたものです。これを理由に、今、国民世論の 6 割が戦争法反対という多数意思があるなかで、これをふみにじり、違憲立法を強行することは、安倍自民・公明政権によって国民主権という日本国憲法が立脚する民主主義の根幹が破壊されるということです。

本請願の審査のうえで、請願の趣旨に照らして重要な視点は、1 点は、法案の違憲性の有無、2 点は、国民世論の動向、3 つには、安倍内閣と自民・公明与党が憲法 99 条の立場に立っているかにありました。

その点では、衆議院参議院を通じて 3 カ月余の論戦で明らかになった、三つの点を認識すべきです。

第一は、戦争法案が憲法違反だということです。「戦闘地域」での兵たん、戦乱が続いている地域での治安活動、米艦防護のための武器使用、そして集団的自衛権— そのどれもが憲法を踏み破る、海外での武力行使そのものです。圧倒的多数の憲法学者、元内閣法制局長官に続いて、元最高裁判所長官も、憲法違反と断じました。「合憲か、違憲か」の論争には、はっきり決着がつかしました。

第二は、安倍政権が、ついに国民の理解を得ることができなかったということです。国民の 6 割以上が「今国会での成立反対」と頑強に反対している法案を強行することは、日本国憲法の平和主義を踏みにじるだけでなく、国民主権の大

原則を踏みにじる暴挙であり、断じて許されるものではありません。

第三は、自衛隊の暴走という大問題です。自衛隊の河野統幕長が、昨年 12 月に訪米し、米軍幹部と会談した、その会談録と思われる内部文書が明らかになりましたが、河野統幕長は、昨年 12 月の段階で、戦争法案は「来年夏までには終了する」と米軍側に約束していたのです。

私達村議会、そして議員は、村民の意思を最大限尊重すること、常に村民の声、地域の意見等を傾聴し、尊重したうえで、議会の構成員として責任のある行動をする役割を持っています。本請願の審査を通じて認識した、これら安倍内閣と自民・公明与党の憲法無視、国民無視、米国と米軍の要請に最優先でこたえ、何が何でも成立をもくろんだということ、村民に報告することが本来の姿でした。

ところが、総務委員会での議論を傍聴した中では、国民が「国会審議に於ける法案についての説明はまだ不十分と認識している点は気になるものの、今の国際状況のなかでは、安保関連 2 法案が必要」「抑止力を持つことでこそ国際平和を保つことができる」と、理解できる意見が強力にださしていました。しかし、この発想こそ、安倍政権と同じであり、東海村民を含めた 6 割もの国民が絶対ダメといっている考え方であり、憲法違反になるということ、私達村議も、憲法 9 条を遵守すべき立場にあるのだということ、を自覚すべきです。

今、さまざまな紛争や緊張の火種のある北東アジアですが、安倍政権のように軍事一本やりの対応では、相手もさらにエスカレートし、危険な悪循環におちいってしまいます。いま日本に必要なのは、紛争はあっても、それを絶対に戦争にしないための平和の外交戦略です。

生まれてきた誰の子ども、どこの子ども戦争にまきこむことは絶対にしたくない、日本を戦争する国には絶対にしたくない、憲法 9 条でアジアと世界に不戦を誓った平和国家としての日本の歩みをさらにすすめてほしい、請願者と請願者に託した大勢の村民のこの痛切な意思を、村議会はぜひ受け止めるべきです。

以上述べまして、本請願に賛成の立場からの討論と致します。